

平成18年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成18年6月19日(月)

議事日程(第3号)

平成18年6月19日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第53号ないし議案第57号
日程第 2 議案第58号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
日程第 3 議員提案第6号 常陸太田市議会会議規則の一部改正について
議員提案第7号 常陸太田市議会委員会条例の一部改正について
日程第 4 議員提案第8号 常陸太田市政治倫理条例の制定について
日程第 5 議員提案第9号 常陸太田市議会解散に関する決議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(採決)
日程第 2 議案第58号(提案理由説明,採決)
日程第 3 議員提案第6号ないし議員提案第7号(一括上程,提案理由説明,採決)
日程第 4 議員提案第8号(提案理由説明,採決)
日程第 5 議員提案第9号(提案理由説明,質疑,討論,採決)

出席議員

議長	生田目久夫君	副議長	岩間成行君
3番	平山晶邦君	4番	豊田吉三君
5番	福地正文君	6番	高星勝幸君
7番	菊池伸也君	8番	関英喜君
9番	田尻求士君	12番	田所美朗君
13番	大森康多君	14番	金沢広道君
15番	荒井康夫君	16番	石崎拓也君
17番	成井小太郎君	18番	山口恒男君
19番	川又照雄君	20番	後藤守君
21番	茅根猛君	23番	小林英機君
24番	沢畠亮君	25番	興野勉君
26番	立原正一君	28番	井上清一君
29番	椎名久寿君	30番	和田輝正君
31番	木村茂男君	32番	小田部功君
33番	永井猛君	34番	井坂勝安君

35番	吉成和昭君	36番	梶山昭一君
37番	小林一三君	38番	中嶋満君
40番	山本昌君	41番	堀江欣寿君
42番	川上和衛君	43番	岩間国高君
44番	綿引猛始君	46番	綿引義明君
47番	須藤健志君	48番	片野宗隆君
51番	平根喜八郎君	52番	成井一夫君
55番	小林信房君	56番	吉村誠君
57番	平山英君	58番	萩谷俊昭君
59番	小祝隆雄君	60番	益子寿君
61番	天木元君	62番	井上正重君
63番	平山伝君	64番	宮本昭君
65番	宮田欣三君	66番	酒井勝君
67番	木村徳二君	68番	藤田五郎君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	助役	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	川又善行君
総務部長	柴田稔君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	小林平君
建設部長	川又和彦君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	根本洋治君	里美支所長	大森茂樹君
水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	山崎修一君
総務課長	大和田隆君	参事兼出納室長	大谷利行君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副参事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

午前10時開議

議長（生田目久夫君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は、58名であります。便宜欠席議員の氏名を申し上げますからご了承を願います。

10番石山良春君、27番矢部正心君、以上2名であります。よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（生田目久夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

議長（生田目久夫君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第53号から議案第57号まで並びに政治倫理に関する調査特別委員会に付託されておりました政治倫理条例について、以上6件を一括議題といたします。各常任委員会及び政治倫理に関する調査特別委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長及び政治倫理に関する調査特別委員長の報告を求めます。

総務委員長井坂勝安君の報告を求めます。

〔総務委員長 井坂勝安君登壇〕

総務委員長（井坂勝安君） 総務委員会の審査結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成18年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順に報告いたします。

議案第56号(仮称)常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約について、原案可決すべきものと決定。

議案第57号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（生田目久夫君） 次、文教民生委員長山口恒男君の報告を求めます。

〔文教民生委員長 山口恒男君登壇〕

文教民生委員長（山口恒男君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成18年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第53号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、原案可決すべきものと決定。

議案第54号常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第55号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（生田目久夫君） 次、政治倫理に関する調査特別委員長木村徳二君の報告を求めます。

〔政治倫理に関する調査特別委員長 木村徳二君登壇〕

政治倫理に関する調査特別委員長（木村徳二君） 議長よりご指名を賜りましたので、本日までの経過をご報告申し上げます。

本日、議案第8号として、政治倫理に関する調査特別委員会の条例の結果が発表されるわけですが、私ども特別委員会は、過去6回、調査、さらには審査、いろいろ重ねてやってまいりました。

そうした中で、去る6月9日の定例会本会議の中で、欠員となっておりました4名の議員を補充いたしまして、議長から選任され、6月13日の第7回目の特別委員会において、新たに委員となられました方々からも活発なご意見がございまして、そうした意見をいただきながら、各条項について慎重に協議をしたところでございます。

協議内容といたしましては、市が行う入札参加者の資格の申請ができない条項、範囲というものがございまして。そうした中で、二親等までの制限が必要なのかと、また、あるいは市民の調査請求については何人以上の者をもって構成するんだと、そういういろいろとございまして、さらに、附則の施行期日でございまして、これにつきましては、十分な周知期間を持った方がいいんじゃないかというご意見もございまして、最後に平成19年4月1日ということで意見がまとまりました。

そうした調整が終わりまして、最後にいま1回やろうというご意見がございまして、6月16日に第8回の特別委員会を開催いたしまして、持ち越しとなっておりました一番大事な第19条、親族の範囲等については血族の二親等ということで、さらには、下請工事につきましては含まないということで、この条例についての申し合わせをしまして、最後に12条の市民の請求権につきましては、10名以上の連署をもってこれを行うんだということでございまして、おかげさまで、政治倫理条例の案が同日の全委員の賛同をもとに決定したわけですが、たまたま後ほど出てきます提出者の署名、これはおれは嫌だよというわけで、小祝委員がこの署名の方を辞退しておりますことを、改めて皆さんにご報告申し上げたいと思います。

以上、いろいろ申し上げましたが、後ほど出てまいります条例案等につきまして、皆さん方のご理解あるご協賛をいただきたいという中で、たまたま最終報告をいたすものでございます。よろしくご協賛のほどをお願い申し上げます。最終報告といたします。どうぞよろしくお願いをします。

議長（生田目久夫君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第53号常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について、議案第54号常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について、議案第55号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第56号（仮称）常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約について、議案第57号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第2号）について、以上5件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第53号から議案第57号まで、以上5件については原案可決することに決しました。

日程第2 議案第58号

議長（生田目久夫君） 次、日程第2議案第58号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第58号につきまして提案申し上げ、議会のご同意をよろしくお願いたします。

議案第58号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について、下記の者を常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成18年6月19日提出、常陸太田市長大久保太一。

記、住所、常陸太田市寿町567番地、氏名、立川俊六、生年月日、昭和14年1月24日。

提案理由。常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員立川俊六氏が、平成18年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するため提案するものでございます。

次ページをごらんいただきたいと思います。参考までに、立川俊六氏の略歴について記載をしておりますが、立川氏におきましては再任でございますので、説明を割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

議長（生田目久夫君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第58号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第58号については原案同意することに決しました。

日程第3 議員提案第6号ないし議員提案第7号

議長（生田目久夫君） 次、日程第3，議員提案第6号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、議員提案第7号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。66番酒井勝君。

〔66番 酒井勝君登壇〕

66番（酒井勝君） 議員提案第6号についてご説明をいたします。

議員提案第6号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、常陸太田市議会会議規則（昭和42年常陸太田市議会規則第1号）の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。平成18年6月19日提出。提出者、常陸太田市議会議員酒井勝。賛成者、常陸太田市議会議員綿引義明、同じく藤田五郎、同じく宮田欣三、同じく平山伝、同じく天木元、同じく平山英、同じく小林信房、同じく梶山昭一、同じく井坂勝安、同じく小田部功、同じく後藤守、同じく山口恒男、同じく石崎拓也。

提案理由ですが、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（平成18年常陸太田市条例第27号）が制定されたことに伴い、本規則の一部改正を行うものである。

次ページにまいりまして、常陸太田市議会会議規則の一部を改正する規則。常陸太田市議会会議規則（昭和42年常陸太田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次のページに新旧対照表がございます。議案の提出、第14条中6人を3人に、第16条中「他に5人以上」を「他に2人以上」とする。以下、17条、70条、71条、76条について、動議、表決等の人数をそれぞれ6人を3人にするものであります。これは、地方自治法第112条第2項の議案提出者12分の1に合わせるもので、それぞれ改正をいたします。

前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行し、公布の日以降執行される一般選挙後、初めて招集される市議会から適用する。

以上でございます。

続きまして、議員提案第7号についてご説明いたします。

議員提案第7号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、常陸太田市議会委員会条例(平成3年常陸太田市条例第16号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成18年6月19日提出。提出者酒井勝。賛成者、常陸太田市議会議員綿引義明、同じく藤田五郎、同じく宮田欣三、同じく平山伝、同じく天木元、同じく平山英、同じく小林信房、同じく梶山昭一、同じく井坂勝安、同じく小田部功、同じく後藤守、同じく山口恒男、同じく石崎拓也。

提案理由ですが、常陸太田市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例(平成18年常陸太田市条例第27号)が制定されたことに伴い、本条例の一部改正を行うものである。

次のページにまいりまして、常陸太田市議会委員会条例の一部を改正する条例、常陸太田市議会委員会条例(平成3年常陸太田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次のページの新旧対照表をごらんいただきます。委員会条例第2条ですが、総務委員会の項中17人を7人に、文教委員会の項中17人を7人に、産業水道委員会の項中17人を6人に、建設委員会の項中17人を6人に、第4条第2項中議会運営委員会については14人を8人に改めるものであります。

前のページに附則がございます。この条例は、公布の日から施行し、公布の日以降執行される一般選挙後、初めて招集される市議会から適用する。

以上、2議案についてご提案申し上げましたが、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(生田目久夫君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

議長(生田目久夫君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第6号及び議員提案第7号、以上2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号及び議員提案第7号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長(生田目久夫君) これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第6号常陸太田市議会会議規則の一部改正について、議員提案第7号常陸太田市議会委員会条例の一部改正について、以上2件については原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号及び議員提案第7号、以上2件については原案可決することに決しました。

日程第4 議員提案第8号

議長（生田目久夫君） 次、日程第4、議員提案第8号常陸太田市政治倫理条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。67番木村徳二君。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番（木村徳二君） ただいま議長からご指名賜りました。私ども、政治倫理調査特別委員会に付託されました案についてご報告申し上げたいと思います。

議員提案第8号の常陸太田市政治倫理条例を制定する案を提出するに当たりまして、先ほども報告の中で、条例の制定につきましての経過等につきましていろいろご報告申し上げました。改めて、本日、日程第4、常陸太田市政治倫理条例の制定について、議員各位のお手元に配付してあります議員提案第8号について、朗読をもってご説明を申し上げたいと思います。

まず、条例については、先般、議員各位にお配りをいたしておりますので、概略を申し上げたいと思いますので、あらかじめご了承のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは、朗読をもってご報告を申し上げます。常陸太田市政治倫理条例の制定について、常陸太田市政治倫理条例を次のように制定するものとする。平成18年6月19日提出。提出者、常陸太田市議会議員木村徳二。賛成者、同じく天木元君、同じく平山伝君、同じく平山英君、同じく成井一夫君、同じく綿引義明君、同じく岩間国高君、同じく川上和衛君、同じく梶山昭一君、同じく矢部正心君、同じく興野勉君、同じく茅根猛君、同じく後藤守君、同じく川又照雄君、同じく山口恒男君、同じく田尻求土君、同じく関英喜君、同じく豊田吉三君、同じく平山晶邦君。以上でございますが、提案理由でございますが、市長等、議員の政治倫理の確立のため、本条例の制定を行うものであると、こう述べております。

続いて、政治倫理条例でございますが、第1条の目的でございますが、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者である太田市長、副市長、教育長（以下市長等という）及び常陸太田市議会議員（以下議員という）が、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与す

ることを目的としております。

この目的については、調査しました茨城県あるいは他県もほとんど同じような、やはり議員の倫理性、議員として正しい踏み登るべき道、さらには、高潔性、人に指差されるようなことはやらないよと、そういう倫理性と高潔性をはっきりしようというものでございます。

ここで、市長等としておりますが、これは、今度の地方自治法の改正によりまして、法律第何条ですか、平成18年の第53号で、平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日から施行されます。助役は副市長だよと、さらにまた、収入役につきましては廃止になりますと。そういうわけで、削除しました。

第2条が、市長等及び議員の責務でございます。

第3条が、市民の責務であります。

第4条が、政治倫理基準であります。1号から7号までの政治倫理基準を遵守しなければならないものであります。いろいろ議論してきましたが、こうしたいろいろな規定がございます。

第5条から第6条、第7条では、資産等報告書等の提出であります。現在、市長においては資産等の公開に関する条例がありますので、議員についてもこれを準拠するものでございます。

第8条が、資産等報告書等の保存及び閲覧。

第9条から第10条、第11条までが、政治倫理審査会の設置、所掌事務、組織及び委員等でございます。

続いて、第12条が市民の調査請求権。市民は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、議会の議員及び長の選挙権を有する10人以上の者の連署をもって、その代表者からこれを証明する資料を添付した調査請求書を市長に提出し、審査会が調査を行うよう請求することができるとなっております。

第13条が、市長等及び議員の協力義務。

第14条が、信頼回復のための措置でございます。

第15条が、調査報告書の公表。

第16条から18条が、問責制度であります。

一番肝心なものがこの19条なんです。市が行う契約に関する遵守事項であります。市長等及び議員が役員をし、継続的に一定の収益事業を行っている法人その他の団体（個人が経営し、または運営するものを含む）並びに市長等及び議員が実質的に経営または運営に携わっている法人（以下法人等という）は、一般競争または指名競争入札参加資格を申請することができない。市長等及び議員の配偶者並びに血族の二親等以内、または同居の親族……。ここが少し難しかったんですが、ここまで詰めました。同居の親族と。配偶者がここにいたんだけど、抜いたんです。以下親族等というが、役員をしている法人等についても同様とする。前項に規定する実質的に経営または運営に携わっている法人とは、1号、2号によるものであります。

第20条が委任。

附則としましては 施行期日、この条例は平成19年4月1日から施行するとなっております。

附則の2項で、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭

和36年常陸太田市条例第7号)の一部を次のように改正するものとしております。これは、情報公開・個人情報保護審査会の委員の次に、政治倫理審査会の委員の報酬を、会長5,200円、委員を4,600円とするものであります。

以上、私ども特別委員会に付託されました常陸太田市政治倫理条例の制定については、ただいまご提案申し上げました。議員各位のご理解あるご協賛、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(生田目久夫君) 説明は終わりました。
これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長(生田目久夫君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(生田目久夫君) ご異議なしと認めます。よって、議員提案第8号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長(生田目久夫君) これより討論を行います。
討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長(生田目久夫君) 採決いたします。

議員提案第8号常陸太田市政治倫理条例の制定については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(生田目久夫君) 起立多数であります。よって、議員提案第8号については原案可決することに決しました。

日程第5 議員提案第9号

議長(生田目久夫君) 次、日程第5、議員提案第9号常陸太田市議会解散に関する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。36番梶山昭一君。

〔36番 梶山昭一君登壇〕

36番(梶山昭一君) 議員提案第9号について、朗読をもってご提案を申し上げます。
常陸太田市議会解散に関する決議について、上記について別紙のとおり常陸太田市議会会議規

則第14条の規定により提出します。平成18年6月19日提出。提出者、常陸太田市議会議員梶山昭一。賛成者、常陸太田市議会議員藤田五郎、同じく酒井勝、同じく平山伝、同じく井上正重、同じく小祝隆雄、同じく萩谷俊昭、同じく平山英、同じく小林信房、同じく山本昌、同じく中嶋満、同じく小林一三、同じく井坂勝安、同じく和田輝正、同じく井上清一、同じく沢島亮、同じく茅根猛、同じく後藤守、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく成井小太郎、同じく石崎拓也、同じく荒井康夫、同じく金沢広道、同じく大森康多、同じく田所美朗、同じく田尻求士、同じく関英喜、同じく菊池伸也、同じく高星勝幸、同じく豊田吉三、同じく平山晶邦。

提案理由。地方公共団体の議会の解散に関する特例法(昭和40年法律第118号)に基づき、常陸太田市議会を解散するため、この決議(案)を提出するものである。

常陸太田市議会解散に関する決議(案)、平成16年12月1日、旧常陸太田市と金砂郷町、水府村、里美村が合併し、新生常陸太田市が誕生した。我々議会議員には、合併特例法に基づく在任特例が適用されてきた。在任特例の制度等については、我々は十分認識しているが、市民は、早期の議会解散を望み、議会解散請求が行われ、2万3,005人の署名が常陸太田市選挙管理委員会により有効署名と確認された。それは、市民が下した判断であり、議員としては重く受けとめなければならない。これ以上市民と議会が対立することは、常陸太田市の発展に多大な悪影響を与えることになる。それゆえ、下記の意味により、議会みずから解散すべきである。

1、2万3,005人という署名をもって、市民の意思は示されている。2、議会に市民の意思が最大限に尊重されるのは当然である。3、議会は、市民に信頼されることによって成り立っている。信頼がなければ、議会の存在意義もない。4、市財政の責任の一端を担っている議員としては、解散の住民投票に多額の経費をかける必要を見出せない。以上の事柄にかんがみ、本日ここに、地方公共団体の議会の解散に関する特例法により、常陸太田市議会を解散する。以上、決議する。平成18年6月19日、常陸太田市議会。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

〔傍聴席にて拍手する者多し〕

〔67番木村徳二議員「だめなんだ、傍聴者がそういう手ばたきなんかしたんでは」と呼ぶ〕

議長(生田目久夫君) 傍聴者の皆さんに申し上げます。ご静粛をお願いいたします。

木村議員、静粛に願います。

ご静粛に願います。

議長(生田目久夫君) 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告がありますので、通告順に発言を許します。67番木村徳二君。

(67番木村徳二議員「議長、退席させろ。議長権限で」と呼ぶ)

静粛をお願いいたします。木村議員、静粛に願います。

発言を求めます。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番(木村徳二君) 67番木村徳二です。ただいまの提案に対しまして、質疑の通告をい

たしておりましたので、議長からお許しが出ましたので、提出者梶山君にご質問申し上げます。明確な答弁をいただきたいと思えます。

この議会解散の決議案でございますが、これはもう既に5月中に議長に要望をいたしておりますよ、梶山君。この解散について、提出者の梶山君から提案の理由が立派にご説明がございました。なるほどなど、すばらしいなど、そういう感じを持ったわけでございますが、その内容を見ますと、市民は早期の解散を望み、2万3,005人の署名が確認されたと。それは、市民が下した判断であり、議員として重く受けとめなければならないと考えておると、こう述べております。

そこで、一言申し上げますが、この審判は、5月16日に常陸太田市選挙管理委員会が決定をいたしております。議員解散請求という厳しい状況の中で、既に4月中に高木将君、さらには益子慎哉君がいち早く辞職いたしております。また5月に入りまして黒沢義久君が、さらには深谷秀峰君、さらには斎藤三郎君と、5月の末、ぎりぎりいっぱい宇野隆子さんが潔く、6月の期末報酬やそういうものをもらわないで辞職しております。これはまさに立派ですよ。あなたが言われるようなことをいち早くやるべきなんです。

梶山君が言われるような、これほどの重い責任を感じたのなら、なぜ……、前の方と同じような歩調を合わせてしかるべきだと思います。口先だけじゃだめなんです、これは。行為は言語よりとうとい。幾らいい言葉を言っても、行動にあらわさなきゃ、何の意味もありません。それについていかが考えているのかと。

前段で申しましたように、この中にはすばらしい美辞麗句が並んでおります。なるほどな、なるほどな、すばらしいことが書いてあります。何遍も繰り返しますが、口先だけではだめだよ。これほど崇高な理念、住民にほめられるようなすばらしい理念を持っていますよ。だから、それほどすばらしい崇高な理念を持っているんなら、とっくにやめたらいいと。もう既に選管では、何遍も言いますが、5月16日に下しているんですから。そうした中で、益子君、高木君、その後黒沢君、深谷君、斎藤君、宇野君と、こういう方が潔くやめているんですよ。ところで、何でも今ごろこういう体裁いいことをやっているんだと。これが1点。明確に答えてください。

第2点目、議会は市民の信頼によって成り立っていると。信頼がなければ、議会の存在意義はない。大したことを書いておきますよ。ある人は、おれはやめるんだ、おれはやめるんだと。何やって……、おれはやめるんだと、何回繰り返していますよ、私が言ったらば。やめるんだ、やめるんだ。とっくにやめなさいよと言うんです。ところが、やめないちゃって、今、6月に入って、今度は体裁よく報酬と期末手当、これは1.8カ月……、1.84かな、そのぐらい期末手当というのは出るんですよ。そういうものが出るのはわかっているんですから。後ほども出てきますが……、だから、あなたが言ったこの決議案の内容と全く矛盾しているんです。矛盾してますよ。私が見たのでは、矛盾が多過ぎるんです。

そこで、梶山君に申し上げますが、6月に入ってやめる人の報酬と期末手当、合わせて何ぼもらえると思いますか。これに明確に答えてください。報酬と期末手当、1人当たり幾らもらえるか。いいことばかり言ってもだめなんです。みんなの前で……、傍聴にこれだけいんだから、そ

ういうことをやっぺ……。我々だけが悪者のように見えてしまうんですね。（発言する者多し）

議長（生田目久夫君） 静粛に願います。

67番（木村徳二君） 信頼がなければと言うけど、私も信頼があったから、9期もできるんです。1期、2期じゃないですよ、私は、9期も常に上位でやってられるんです。それをお答えいただきます。1人当たり何ぼ、そうしたものがもらえるのか。

その次に第3点目、市の財政の責任の一端を担っている議員として、解散の住民投票に多額の財政経費をかける必要を見出せない。これは大したものですね。市の財政を担う者として、そこまで、しかも深い思い入れをしているんですね。これほどまで立志されているあなたたち同意した32人の皆さん方の報酬、期末手当の総額は幾らになるのかと。それも教えてください。

住民投票に多額の金をかけるよと。これは、先般、臨時議会で住民投票のために3,028万4,000円を予算計上しております。しかし、それを上回る561万3,600円が、逆に皆さん方で上回っているんです。いいことばかり並べても、現実にこういう数字が出てくるんですから。だから、それも明確に教えてください、幾らになるのか。

議長（生田目久夫君） 簡潔に願います。

67番（木村徳二君） まさか提出者として、そこら、自信があって提出しているんでしょから。ただ人のつくった作文じゃなくて、みずからがそれだけの責任を持って答弁してください。

また、先ほど言いましたが、市財政の責任の一端を担っていると、議員として述べられております。ここで、あれほど自信を持って主張しております。従いまして、常陸太田市の平成18年度の一般会計の予算、総額幾らなのか、この額。さらには、市税の歳入額。さらには、現在常陸太田市の借金の状況、幾ら借金が残っているのか。そうした中での常陸太田市の財政力の指数、あるいは経常経費の比率、あるいは地方交付税が太田へ何ぼきているのか。これは、予算総額の37%が地方交付税でっております。そうしたものを明確に説明することによって、あなたは提出者としての責任を果たせるんです。それが説明できないような人が、提出者の資格はありませんから。

議長（生田目久夫君） 簡潔に願います。

67番（木村徳二君） 以上、いろいろ申し上げました。先ほど言った4つ、5つ、あるいは財政、そういったものを明確に説明いただいて、なるほどなと、これほどわかっているのなら、我々も賛成しなきゃならないなと。ただ作文だけ読んだんではだれでもできるんですから、いいこと言っただけ。

繰り返します。行為は言語よりとうとい。幾ら美辞麗句を並べても、行動であらわさなきゃ何の意味もありません。したがって、以上、何点か申し上げましたが、梶山君の答弁をいただいた中で、改めてご質問申し上げます。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。36番梶山昭一君。

〔36番 梶山昭一君登壇〕

36番（梶山昭一君） ただいまの質疑にお答えをしたいと思います。

1つは、とっくにやめるべきとの質疑がございましたけれども、今定例会議案の審議をした上

で解散すべきと判断したので、本日決議案を提出したわけでございます。

あと、報酬については幾らか、財政指数について幾らか、予算について幾らかというのは、明確に把握しておりません。（「議会で審議してるんだから、議員は知ってるはずだよ」と呼ぶ者あり）

議長（生田目久夫君） 静粛に願います。

36番（梶山昭一君） また、議案質疑でも決議案でも述べましたとおり、2万3,005人という署名をもって市民の意思は示されています。したがって、議員解散が民意であるということは明確でありますので、（傍聴席にて拍手する者多し）よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（生田目久夫君） もう1度申し上げます。傍聴者の方々、静粛に願います。（67番木村徳二議員「何度言ったらわかるんだ、出ていけ」と呼ぶ）

木村議員に申し上げます。静粛に願います。

木村議員。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番（木村徳二君） 梶山君から今、答弁いただきました。なるほどな、全く勉強しているんだと。6月本会議の審議をするんだと。議案や予算に対して、どれだけの質疑をしましたか。議会というのは、言論の府、討論の場、議案を通じて真剣に審議し、質問し、討論し、そして決めるのが我々議員の責務なんです。

ところが、今回の審議をしてからだ。それはすばらしいことを言っていますが、しかし、その次に出た言葉、財政について明確な把握をしていないと。何であなたが述べたんですか。いっぱい並べているんじゃないの、これだけ。財政の問題を把握していない人が、何事聞いてるんですか。何の把握もしないで、それで市の財政のことを言えますか。自分の発言には責任を持つことなんです。責任を持たない発言ちゃあめよ、これ。財政を明確に把握していない。こういう無責任な……、私も賛成しようと思ったが、これでは賛成するどころじゃない、全く。（笑声）いや、本当だよ、笑うどころじゃない。

なるほどな、ああ、梶山君、そうだな。よしそうだと賛成しなきゃならないんです。こういうふうがいいことを書いたって、中身は空っぽ。把握していないって、それで申しわけ立ちますか。これだけ財政云々、何が云々っている、さっきも言ったように美辞麗句、いやすばらしい。傍聴者喜ぶよ、いいこと書けばね。大分耳さわりのいいことばかりしゃべっていますが、中身は一つもわからない。言っている人がわからないんだから、だめですよ。

あまり言うと刺激になるから、一応終わりますが、仮に議員の発言は、自分も十分自覚して、何人の指揮制止を受けない。いいですか、議員の発言は、いかなる者の指揮、やれよ、あるいは制止、抑えられる、これはないんですから。個人の名誉は毀損したらだめですが、私生活に及ぶ言葉はだめなんです。名誉や私生活に及ぶ言葉はだめだが、公人としての中でもこれはいいんですから。やはり、そうして立派な議員だなど。これじゃあ一つも賛成できるどころじゃなくなっちゃった。信頼がなくては成り立たない。だてに2期、3期じゃないんです。9期やったって、

常に上位で上がっているんだ、私は。もう自信を持って出てくることですよ。

梶山議員が、今一遍説明するよと言えば聞きますから、以上で終わります。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。36番梶山昭一君。

〔36番 梶山昭一君登壇〕

36番（梶山昭一君） ただいまの木村議員の質疑に対して、予算、報酬、財政力指数、また予算の数値を明確に知ることができないのは何事だということでございますけれども、この予算、報酬、財政力指数については、既に議会で審議をしております。

以上でございます。

〔傍聴席にて拍手する者多し〕

議長（生田目久夫君） 傍聴者の方に申し上げますが、再三ご注意を申し上げておるわけですが、従わない場合には、まことに申しわけないですが、退場ということになりますので、ご了承を願います。

次、はい。

〔67番 木村徳二君登壇〕

67番（木村徳二君） 大分後ろの方、傍聴者、気をつけてください。傍聴規程がはっきりできているんですから。傍聴規程を守ることで入っているわけでしょう、皆さんね。

議長（生田目久夫君） 木村議員、質疑の方でお願いします。

67番（木村徳二君） 太田には太田市の傍聴規程がはっきりできているんです。それが守られない方は退場してください。

梶山君から今、既に予算は決めたよと。決めてあると。しかし、私はそれがわからないんです。わからないから聞いているんだからね、梶山君。（「9期もやっている人がわからないわけない」と呼ぶ者あり）

議長（生田目久夫君） 静粛に願います。

67番（木村徳二君） まだ、黙ってる。何だい、おまえに聞いているんじゃないぞ。ろくなことができないのに、何そういう人の……。黙って聞いているの。

梶山君、そういうわけなんだから、やっぱり提出者になるときは、自信を持って提出者になること。末尾の方に書かれている名前なら、責任ないんだよ。やっぱり提出者には一番責任があるんだから。ひとつこれからもいい太田をつくるために、みんなと一緒にやらなきゃならないんです。これ以上言っても、ただ傍聴者が何だ、何だなんて言っているからやりませんが、私はそういう傍聴者にアピールするような気は1つありませんから。

梶山君、いろいろ申し上げましたが、ひとつお互い理解しながら、いい太田をつくるために頑張らなきゃならない。

以上で私の質問を終わります。

議長（生田目久夫君） 次、26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） 26番立原正一でございます。議長よりお許しをいただきましたので、

通告順に質疑をしていきたいと思っております。

ただいまは、前段の同僚議員より種々お話がありましたものですから、中身を割愛させていただきながら、私は1点疑義をするところがございます、その点を確認させていただくことに対しまして、質疑をしていきたいと思っております。

前段の質疑者の中にも5月16日に弁明書要請があったにも、その時点で、議長裁定によりまして賛否をとったというその時点から、既にもう議会といたしましては機能しなくなったというふうに理解をしております。したがって、その時点で自主解散がなくなったというのを理解しております。

内容を申し上げますと、議会の解散につきましては、特例法の第2条第2項に議会の解散がございます、特例によりますと、議会の解散決議につきましては、議員数の4分の3以上の出席、そして、その結果5分の4以上の者の同意がなければならないということに明確にされております。

5月17日、要求があった時点でこれは聞いておりまして、先ほど梶山提出者により自主解散の要請がございましたが、それはあり得ないことでありまして、ここまで延ばした背景、その辺につきまして伺いをしたいと思っております。それにつきまして、再度伺っていきたく考えております。お願いいたします。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。36番梶山昭一君。

〔36番 梶山昭一君登壇〕

36番（梶山昭一君） ただいまの立原議員からの質疑にお答えします。

現在まで解散を延ばした背景について、先ほども木村議員にお答えしたとおり、定例会の議案の審議をした上で解散すべきと判断したわけでございます。

以上です。

議長（生田目久夫君） 26番立原正一君。

〔26番 立原正一君登壇〕

26番（立原正一君） ただいま提出者の梶山議員よりご説明いただきました。私は、それはそのとおりだろうと思っております。しかし、私たちは……、私たちといいますか、私は、弁明書は特例法に従い、さらには地方自治法に従って、当市の選挙管理委員長の加藤様より議長あてに出てきたわけでございます。これは、隣接市町村、この問題が起きている自治体におきましては、すべてそれを議長、副議長のもとに成立されているわけですよ。それを当市は、倫理に合わない裁定をしてきた。そして、自主解散を要請している。これはどう見ましても、住民もそう感じているでしょうし、理解ある方々は、そのように考えなきゃならないだろうというふうに自覚しておるわけございまして、私も隣接の議会の仲間がおりますから、その方にも、太田市には議会がないのかと、議員の資質はどうなっているんだというふうなことを言われております。

私は、今回の住民の署名、そして、今回の自主解散請求の件につきましては、個人的には深く、重く受けとめております。しかし、議員といたしまして、弁明書の提出をやめると、ここに私は危惧をしているわけございまして、そこは理解できない。私の議会議員としての性格上、議員

としてやるべきことはそういうことだろうというふうに理解しながら、今日までやっております。そして、私は、提出者の梶山議員が言いましたように、6月議会の中ですべてを審議完了してやる、そのとおりだと思います。

私は、倫理条例の推進をしております、ことしに入りまして同僚議員とともに、今期議会の中で倫理条例を完成させようということを申し合わせ、話をしながら原案をつくりまして、既に皆さんに配付し、ご理解を賜った結果で、今回倫理条例が制定されたというふうに理解しておりながら、心をなでております。そして、木村委員長、天木副委員長ほか17名の委員に対しましては、心から感謝を申し上げたいと思っております。今期、これを制定しなければ、常陸太田市にはこの倫理条例ができないだろうというふうに私は傍聴している中で危惧をしておりました。したがって、6月まで、これが成立することを期待し、一生懸命頑張ってきたわけでございます。その点を申し上げまして、私は、すべてが所期の目的を達成したというふうに理解しております、これ以上、この議員の職としていたたまる理由は何もないのかなというふうに、私自身が結論を出してございます。

ここでそういう話をしますと、議長に、また議会の中で、ここで審議してはなりませんので、私は、この議会が終わりました時点で判断をしながら、私の結論を出していきたいと考えておりますので、その件のお話を申し上げまして、提出者の梶山議員に、再度ご所見を伺いたいと思っております。

以上で終わります。

議長（生田目久夫君） 答弁を求めます。36番梶山昭一君。

〔36番 梶山昭一君登壇〕

36番（梶山昭一君） 立原議員の質疑にお答えしたいと思うんですけども、ご所見というのは具体的にどのようなことなんでしょうか。（発言する者あり）

私は、ご所見は特にございません。

議長（生田目久夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 以上で、質疑を終結いたします。

議長（生田目久夫君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

25分まで小休止いたします。

午前11時15分休憩

午前11時25分再開

議長（生田目久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（生田目久夫君） これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

21番茅根猛君の発言を許します。

〔21番 茅根猛君登壇〕

21番（茅根猛君） 21番の茅根猛でございます。本日は、傍聴者の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、議員提案第9号常陸太田市議会解散に関する決議について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

在任特例を法定合併協議会で審議された時点においては、特に周辺地域が衰退する心配があり、また、編入合併ということでの市町村格差を排除し、新市全体の均衡ある発展と地域の将来設計を旧4市町村議員が見届けるという意味で、2年5カ月の特例を選択したところであります。当時、私個人といたしましては、周辺部住民が合併によって一部不利益をこうむる不安を払拭するため、やむを得ない手段として理解をしておりました。

しかし、議会は民意を束ねる場でありまして、予算や条例、また重要案件など、すべて議会在議を決定し、その決定は、地域の将来を大きく左右することになります。特に合併は、自治体政策能力の向上と行財政の効率化が目的であると思います。平成16年12月より常陸太田市議会議員となった我々の使命は、新市全体の代表者として議会在議を構成し、議会在議を通じて市民の意思を総合的に反映し、新市としての意思を形成する任務と責任を有する議員でなければなりません。したがって、議会在議の意思決定イコール新市の住民の意思決定でなければならないと考えます。

議員の在任特例は合併を円滑に進める手段であります。住民の多くの方が、議員の任期の延長や高い方への議員報酬の引き上げは、自治体の財政の逼迫する中で負担増を強いられる住民からは、強い不満と議会在議不信の声が上がるなど、全国的にも議会在議解散を求めるリコール運動が展開されているのは、ご承知のとおりであります。そうした意味からも、当時決定された在任特例のよしあしは別として、今回、多数の市民から、もう在任特例の必要はないという判断が下され、先般、2万3,005人の署名活動の結果が出たところでもあります。

私は、議会在議を構成する一員として、これを謙虚に受けとめ、議員みずから職を辞することを決意し、これ以上住民投票に経費を費やすべきではないことを踏まえて、本定例会において速やかに自主解散をすべきとの意見を申し上げ、本議案に対する賛成討論といたします。何とぞ議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

〔傍聴席にて拍手する者多し〕

議長（生田目久夫君） 静粛に願います。

次、3番平山晶邦君の発言を許します。

〔3番 平山晶邦君登壇〕

3番（平山晶邦君） 3番平山晶邦であります。ただいま議長のお許しをいただきましたので、

私は、常陸太田市議会解散に関する決議について、賛成の立場から討論を行います。

私は、同僚の市議会議員が辞職していく中で、ここ何カ月か、議員の職責とは何かということを考えてまいりました。そこで私は、議員の職責は、市に対して大きな権限を持つと同時に、市民に対して大きな責任と義務があることを改めて痛感をいたしました。そして、議員は、主権在民のもとに、民主政治の先駆者であらねばならないと強く思いました。

平成18年第3回の本定例議会の中で、一般会計の補正予算等を含め9議案を可決成立したわけであります。特に常陸太田市政治倫理条例制定は、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展のためには、大変重要な条例でありました。本定例議会は、現在までにおける市民に対する責務を、議会として果たしたわけであります。

常陸太田市議会解散に関する決議が、本定例議会最後の提案となりました。そして、私は、提案されました常陸太田市議会解散に関する決議の趣旨を考えると、議会人として賛成するものであります。

同僚議員各位におかれましては、議会活動を通じて市民の意思を実現する責務を有し、そして、常陸太田市民の代表である市議会議員として、どうか本市議会解散に関する決議にぜひともご賛同をいただきますよう、心からお願いを申し上げ、賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（生田目久夫君） 以上で、討論を終結いたします。

議長（生田目久夫君） これより、常陸太田市議会解散に関する決議を採決いたします。

この採決は、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（生田目久夫君） ただいまの出席議員数は、58人であります。

お諮りいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大森康多君、綿引義明君を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） ご異議なしと認めます。よって、立会人に大森康多君、綿引義明君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

議長（生田目久夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔事務局投票箱を点検〕

議長（生田目久夫君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする方は白票を、否とする方は青票を職員の点呼に応じて、順次投票を願います。

点呼を命じます。局長。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

3番	平山晶邦君	4番	豊田吉三君
5番	福地正文君	6番	高星勝幸君
7番	菊池伸也君	8番	関英喜君
9番	田尻求士君	12番	田所美朗君
13番	大森康多君	14番	金沢広道君
15番	荒井康夫君	16番	石崎拓也君
17番	成井小太郎君	18番	山口恒男君
19番	川又照雄君	20番	後藤守君
21番	茅根猛君	23番	小林英機君
24番	沢島亮君	25番	興野勉君
26番	立原正一君	28番	井上清一君
29番	椎名久寿君	30番	和田輝正君
31番	木村茂男君	32番	小田部功君
33番	永井猛君	34番	井坂勝安君
35番	吉成和昭君	36番	梶山昭一君
37番	小林一三君	38番	中嶋満君
39番	岩間成行君	40番	山本昌君
41番	堀江欣寿君	42番	川上和衛君
43番	岩間国高君	44番	綿引猛始君
46番	綿引義明君	47番	須藤健志君
48番	片野宗隆君	49番	生田目久夫君
51番	平根喜八郎君	52番	成井一夫君
55番	小林信房君	56番	吉村誠君
57番	平山英君	58番	萩谷俊昭君
59番	小祝隆雄君	60番	益子寿君
61番	天木元君	62番	井上正重君
63番	平山伝君	64番	宮本昭君
65番	宮田欣三君	66番	酒井勝君
67番	木村徳二君	68番	藤田五郎君

議長（生田目久夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（生田目久夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議長（生田目久夫君） 開票を行います。

大森康多君，綿引義明君の立会いを願います。

〔開票〕

議長（生田目久夫君） 念のために申し上げます。本案の表決については，地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第2項の規定により，議員数の4分の3以上の者が出席し，その5分の4以上の者の同意を必要といたしております。

現在の出席議員は58名であります。議員数の4分の3以上であります。また，出席議員の5分の4は47人です。

投票の結果を報告します。投票総数58票，白票38票，青票20票。以上のとおり，白票は所定数に達しません。よって，議員提案第9号常陸太田市議会解散に関する決議については否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

賛成（38票）

3番	平山晶邦君	4番	豊田吉三君
6番	高星勝幸君	7番	菊池伸也君
8番	関英喜君	9番	田尻求士君
12番	田所美朗君	13番	大森康多君
14番	金沢広道君	15番	荒井康夫君
16番	石崎拓也君	17番	成井小太郎君
18番	山口恒男君	19番	川又照雄君
20番	後藤守君	21番	茅根猛君
23番	小林英機君	24番	沢畠亮君
28番	井上清一君	30番	和田輝正君
31番	木村茂男君	34番	井坂勝安君
36番	梶山昭一君	37番	小林一三君
38番	中嶋満君	39番	岩間成行君
40番	山本昌君	48番	片野宗隆君
49番	生田目久夫君	51番	平根喜八郎君
55番	小林信房君	57番	平山英君
58番	萩谷俊昭君	59番	小祝隆雄君
62番	井上正重君	63番	平山伝君
66番	酒井勝君	68番	藤田五郎君

反対（２０票）

５番	福地正文君	２５番	興野勉君
２６番	立原正一君	２９番	椎名久寿君
３２番	小田部功君	３３番	永井猛君
３５番	吉成和昭君	４１番	堀江欣寿君
４２番	川上和衛君	４３番	岩間国高君
４４番	綿引猛始君	４６番	綿引義明君
４７番	須藤健志君	５２番	成井一夫君
５６番	吉村誠君	６０番	益子寿君
６１番	天木元君	６４番	宮本昭君
６５番	宮田欣三君	６７番	木村徳二君

議長（生田目久夫君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。
閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成１８年第３回市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、６月８日から本日まで１２日間の会期でありました。その間、予算の繰越明許費に関する報告、条例の制定、条例の一部改正、工事請負契約、補正予算、人事案件、合計９件につきましてご審議をいただきました。全案件について原案のとおり可決、同意を賜り、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。審議の過程においていただきました、市政全般にわたりますご意見やご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして、取り組んでまいりたいと思っております。

この際、あらかじめご了承いただきたいことがございます。それは、下水道事業特別会計及び工業用水道事業会計の補正予算についてでございます。下水道事業特別会計及び工業用水道事業会計の補正予算については、公営企業債を低い金利で借り換えることにつきまして、県から予定額の内示があり次第、借り換え手続に入らなければなりませんことから、議会を招集する暇がないことが見込まれますので、これを専決処分によって処理させていただきたいと思っております。

なお、来る７月２日に執行されます常陸太田市議会解散投票の結果のいかんによりましては、常陸太田市議会議員の一般選挙に係る経費について、平成１８年度一般会計の補正予算を専決処分により処置させていただきたいと思っております。あらかじめご了承を賜りますよう、お願いを申し上げます。

梅雨の折から、皆様にはご自愛をいただきまして、ご健勝にてますますご活躍をご期待申し上げますとともに、市政の進展とその円滑な運営のために、皆様のなお一層のご支援・ご協力を賜

りますようお願い申し上げます、閉会のあいさつといたします。

議長（生田目久夫君） 今期定例会は、6月8日から本日まで12日間、議員各位には、本会議、委員会を通じ慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成18年第3回常陸太田市議会定例会を閉会といたします。

午前11時58分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等委員会付託表

平成18年6月8日

委員会名	日時	場所	付託議案等
総務委員会	6月14日 午前10時	全員協議会室	議案第56号 議案第57号
文教民生委員会	6月14日 午後2時	全員協議会室	議案第53号 議案第54号 議案第55号
産業水道委員会	6月15日 午前10時	全員協議会室	
建設委員会	6月15日 午後2時	全員協議会室	

平成18年第3回常陸太田市議会定例会
一般質問発言通告者及び発言要旨

平成18年6月9日

通告順	通告者	発言要旨	答弁を 求める者
1	立原 正一	1. 行政改革大綱について 2. 自主財源の確保について 3. 宮の郷工業団地の運営について 4. パイロット事業農地の保全について 5. バイオ炭の運営について 6. 都市計画推進の現状について 7. 教育行政について	市長 助役 教育長 関係部長
2	茅根 猛	1. 小・中学校の統合等教育環境の整備について 2. 小学校登下校時の不審者対策等について	市長 教育長
3	山口 恒男	1. 生活環境について (1) 交通網について (2) 生活基盤について (3) 行政窓口について (4) 救急体制について (5) 被災対策について 2. 少子化対策について (1) 出産祝い金について (2) 養育費について (3) 医療費について (4) 通学バスについて (5) 安全点検について	市長 教育長 関係部長
4	梶山 昭一	1. 適応教室開設事業について 2. 地域子ども教室推進事業について 3. 自然を活かし快適に暮らせるまち事業(市道010 1号大門幹線整備)について 4. 十国峠公園の整備について	市長 教育長 関係部長

平成18年6月9日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

政治倫理に関する調査特別委員会
委員長 木村 徳二

政治倫理に関する調査特別委員会中間報告書

本委員会は、平成18年第1回常陸太田市議会定例会において、政治倫理条例について、調査・研究を行うために設置され、これまでに、6回にわたり委員会を開催してきたところであります。

4月7日の第2回特別委員会において、所期の目的達成のため、政治倫理条例の骨子及び今後の日程、調査の方法等を協議しました。

4月21日の第3回特別委員会では、条例の素案について各委員に示したところであります。また、常陸大宮市、那珂市、結城市、取手市等のそれぞれの条例、さらに山口県周南市、長崎県長崎市など県外の条例についても参考として検討してまいりました。

また、4月28日には、つくば市・土浦市議会を訪問し、両市の政治倫理条例について、制定の経緯、条例の課題等を調査してまいりました。調査の内容等につきましては、5月19日、全員協議会の席上、調査報告の中でご説明申し上げましたように、制定の経緯、条例の課題等についてを参考にし、良識ある常陸太田市議会として適合すべき点を慎重に検討しながら調整をすべく努力をすまいったところであります。

5月19日の第4回特別委員会では、第3回の委員会の中で、「市長等を含めた条例案にすべきでは。」との意見が出され、議長による市長との協議の結果、市長等を含めての条例案を作成することとなり、その案を示しました。

この後、5月26日（第5回）・6月2日（第6回）の両日の特別委員会においては、常陸太田市政治倫理条例（案）について、各条項について協議を行ってまいりました。

協議の内容について主なものとしては、第4条の政治倫理条例基準では、「市職員の採用に関する推薦・紹介等については、臨時職員を含むべきではないか。」また、第5条の資産等報告書等については、「広報紙等による公表をすべきではないか。」さらに、第19条の市が行う契約に関する遵守事項では、「工事請負契約をはじめとする契約全般について、下請工事等も含めるべきでは。」等の意見が出されました。

本条例（案）の主旨は、市長等を始め議員自らが市民全体の奉仕者として、市民の信頼に応えるためには、自らの倫理性を自覚し、地位による影響力を行使して自己の利益を図る事がないよ

う、清廉な姿勢を基本にして市民の負託に応えようとするものであり、「政治倫理条例」を制定してその高潔性を市民の方に明らかにしようとする考えの中で慎重に検討をした結果、ここに中間報告を行うものであります。

道路整備の推進に関する意見書

道路は、地方に暮らす国民にとって、日常生活や社会・経済活動を支える最も基本的かつ重要な社会資本となっている。

市町村合併により市域が拡大した本市は、その多くが中山間地域であり、地形的な制約により自動車交通への依存度が高いことから、その生命線ともいえる道路を着実にかつ早期に整備し、快適で安心・安全な市民生活を提供することが急務となっている。

しかし、三位一体の改革により、地方都市の財政は、地方交付税・国庫補助金の削減等によってかつてない厳しい状況に置かれ、財政基盤の脆弱な本市においては、道路整備事業箇所への縮小や進捗の遅れなど、地域活性化の取り組みに大きな影響が生じている。

よって、国におかれては、遅れている地方における道路整備の実態とその必要性を十分に認識され、地方が取り組む道路整備の財源の拡充を図り、社会経済の発展と密接にかかわる道路整備を引き続き着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年6月9日

常陸太田市議会

平成18年6月14日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

総務委員長 井坂 勝安

総務委員会審査報告書

平成18年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第56号	(仮称)常陸太田市学校給食センター里美センター建築工事の請負契約について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第57号	平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決 すべきも のと決定	

平成18年6月14日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

文教民生委員長 山口 恒男

文教民生委員会審査報告書

平成18年第3回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査結果	意見および要望
議案第53号	常陸太田市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について	原案可決すべきものと決定	
議案第54号	常陸太田市敬老祝金支給条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第55号	常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	

平成18年6月16日

常陸太田市議会議長 生田 目久夫 殿

政治倫理に関する調査特別委員会
委員長 木村 徳二

政治倫理に関する調査特別委員会最終報告書

本特別委員会に付託されておりました「政治倫理条例について」の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

これまでの審査の経過につきましては、6月9日の本会議におきまして、中間報告によりご報告いたしましたところではありますが、その後の委員会の協議内容について申し上げます。

6月9日の定例会本会議におきまして、欠員となっておりました4名を議長より選任され、6月13日の第7回特別委員会において、新たに委員となられた方々からも活発なご意見をいただき、各条項について協議がなされました。

協議内容としましては、「市が行う入札参加資格の申請ができない範囲については、2親等までの制限が必要なのか。」また、「市民の調査請求者については、何人以上の者の連署とする規定が必要ではないか。」さらに「附則の施行期日については十分な周知期間を設けるべきではないか。」などの意見が出されました。

このような中、施行期日については、平成19年4月1日からということで調整が行われ、その他の件につきましては、次回の委員会で調整協議をすることとなりました。

6月16日の第8回特別委員会におきまして、持ち越しとなっておりました第19条親族の範囲については、血族の2親等とすることとし、下請け工事等については含まない。第12条市民の請求権については、10名以上の連署にすることで、最終調整が行われ、本日議員提案により常陸太田市政治倫理条例（案）を提案することが出来ました。

本条例（案）の主旨は、中間報告でも申し上げましたように、市長等を始め議員自らが市民全体の奉仕者として、市民の信頼に応えるため、自らの倫理性を自覚し、地位による影響力を行使して自己の利益を図る事がないよう、清廉な姿勢を基本にして市民の負託に応えようとするものであります。

議員各位におかれましても、この主旨をご理解いただき、条例（案）についてご賛同いただきたくお願い申し上げまして、政治倫理に関する調査特別委員会の最終報告といたします。